

医療法の一部を改正する法律の一部の施行について

(平成 10 年 2 月 9 日)

(健政発第 98 号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

平成 9 年 12 月 17 日付法律第 125 号をもって公布された医療法の一部を改正する法律のうち、医療提供に当たっての説明に関する規定及び医療法人の附帯業務に関する規定については、既に同日から施行されているところであるが、医療法人の附帯業務に関する規定の施行に伴い、医療法第 42 条第 1 項第 8 号に規定する厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成 10 年 2 月厚生省告示第 15 号)が平成 10 年 2 月 9 日告示され、平成 9 年 12 月 17 日から適用することとされたところである。

これらの施行に当たっては、特に左記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第一 医療提供に当たっての説明に関する事項

本改正により、医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めるものとされたところである。医療は、医師等医療の担い手が患者の状況、立場を十分尊重しながら、患者との信頼関係に基づき提供されることが基本であることから、適切な対応が求められること。

なお、医薬品の治験に関しては、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)に基づき、治験責任医師等に被験者に対する文書による説明と同意の取得が既に義務付けられているところであるが、医薬品の治験と同様に新しい治療法の開発等を目指す臨床研究の場合については、本改正規定の運用に当たって、この医薬品の治験の取扱いに準じた取扱いとすること。

第二 医療法人の附帯業務に関する事項

1 改正の趣旨

今回の改正は、今後の高齢化の進展等により保健・医療・福祉の連携、介護サービスの量的な充実が求められる中で、新高齢者保健福祉推進十か年戦略(新ゴールドプラン)等の推進に寄与すべく、医療法人において、在宅福祉事業を展開していくことができるよう、従来、改正前の法第 42 条第 7 号の規定により実施していた在宅福祉事業を独立した附帯業務として明確に位置付けるとともに、新たに短期入所事業等第二種社会福祉事業の一部を医療法人の附帯業務として認めることとするものであること。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 追加等される附帯事業

社会福祉事業法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項から第 3 号の 2 までに掲げる事業のうち、次に掲げるものについて追加等されるものであること。

- ① 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業又は児童短期入所事業
 - ② 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人短期入所事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを経営する事業
 - ③ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業
 - ④ 精神薄弱者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業及び精神薄弱者の更生相談に応ずる事業(平成 3 年 9 月 30 日児発第 832 号厚生省児童家庭局長通知「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」による在宅精神薄弱者デイサービス事業に限る。)
- (2) 定款等の変更等
- ① 医療法人が新たに(1)①から④までに掲げる事業(本通知において以下単に「在宅福祉事業」という。)を行う場合にあっては、医療法第 42 条の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為の変更が必要であること。
 - ② 当該医療法人の定款又は寄附行為の変更の手続きは、市町村長等による在宅福祉事業の委託が行われた後であっても、差支えないものとする。
 - ③ 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 32 条第 3 項の規定により行うものとする。
- (3) 在宅福祉事業の実施に当たっての留意事項
- 在宅福祉事業の実施に当たっては、社会福祉事業法第 3 条(基本理念)及び第 3 条の 2(地域等への配慮)の規定を踏まえて、適正な運営が行われるよう留意するものであること。また、在宅福祉事業は、医療法人の附帯業務として行われるものであることにかんがみ、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化するなど法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は老人保健施設の経営に支障が生ずることのないよう留意するものであること。例えば、在宅福祉事業の開始後概ね二年間を経過した後に、在宅福祉事業を実施する医療法人の収益が、在宅福祉事業の実施前に比較し悪化した場合において、その収益悪化について、在宅福祉事業の運営開始以外の特段の理由が存在しない場合は、必要に応じ、当該在宅福祉事業に係る特別会計を設け、その医業収益を当該特別会計に組み入れることを行わないなどの指導を行うものであること。
- なお、法第 64 条第 1 項及び第 2 項並びに法第 66 条の規定は、必要に応じ、前記の場合において、適用することができるものであること。

第三 その他

1 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の一部改正

「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日付健政発第110号厚生省健康政策局長通知)の別添のⅡの2の備考欄を次のように改める。

次のよう 略

2 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成4年7月1日付健政発第418号厚生省健康政策局長通知)の第三の1の(1)中「医療法第42条第5号」を「医療法第42条第1項第5号」に改める。

3 今回の改正に伴い、「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成10年厚生省令第14号)が平成10年2月9日付けをもって公布された。

その趣旨、内容等については、「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成10年2月9日障第58号・老発第82号大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長連名通知)を参照されたい。

4 医療法人は、市町村の委託を受けて、在宅介護等事業、デイサービス事業、短期入所事業等を行うこととなるが、その取扱いについては、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(平成10年2月9日老発第83号老人保健福祉局長通知)、「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」(平成10年2月9日障第61号大臣官房障害保健福祉部長通知)及び「心身障害児(者)施設地域療育事業の実施について」(平成10年2月9日障第63号大臣官房障害保健福祉部長通知)を参照されたい。